

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
国民年金加入手続は私の父親が家族全員分を一緒に行い、保険料は加入当初から家族全員分を父親が納付していた。
保険料の納付方法は、国民年金が始まってすぐに近隣の数世帯で納付組合を作り、1年交替の当番が各世帯から集金し市役所に納付していた。
加入当初から父親が、両親の分と一緒に私の保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について未納期間は無く、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付したとする申立人の母親についても、国民年金の加入期間については、申立期間を含め全て保険料が納付済みとされていることが確認できる。

また、申立人は、「父親が私と私の母親の国民年金加入手続を行い、地区の納付組合において国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人と同じ納付組合員であったとする者は、「申立期間当時、申立人の世帯を含む他の数世帯^{びょう}で納付組合を結成していた。」と証言していることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月6日に両親と連番で払い出されていることが確認でき、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できるところ、一緒に加入手続を行いながら、直後の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったのは不自然である。

加えて、申立人と同一の納付組合であったと考えられる者で、申立人と

同日である昭和 36 年 3 月 6 日に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる国民年金被保険者 9 人の納付記録を調査したところ、申立期間は全員が納付済み又は申請免除とされていることが確認できることから、申立人の父親のみが申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 450 (事案 404 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、A 県で会社勤務をした後、昭和 48 年 2 月に B 市に帰郷し、私の父親が経営する C 社に勤め始めた。

私が帰郷するとすぐに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私と父親と併せて 3 人の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間当時、地区の担当者が集金に来て、赤い手帳に印紙を貼り付けていたのを記憶している。

両親は納付済みとされているのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

母親が、私と父親と併せて 3 人の国民年金保険料を納付していたのは絶対間違いないので、再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 10 月に払い出されていたことが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の一部に係る自身の国民年金保険料を過年度納付していることが国民年金被保険者台帳により確認でき、「申立期間当時、母親が、集金人に両親の保険料と併せて私の国民年金保険料を納付していた。」とする申立てには不自然さが見られること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「母親が、私と父親と併せて 3 人の国民年金保険料

を納付していたのは絶対間違いない。」として再申立てをしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続、納付には関与していなかったが、母親から年金の大事さは聞いており、母親が私の国民年金保険料も一緒に納付してくれていた。ところが、A社会保険事務所（当時）へ納付記録の確認をしたところ、「申立期間の国民年金保険料については、昭和51年1月に還付されている。」との回答だった。しかし、還付を受けた記憶もなく、母親や妻からもそのような話は聞いていなかったため、申立期間について、保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「還付を受けた記憶はなく、私の母親や妻からもそのような話は聞いていないので申立期間の保険料は納付しているはずである。」と主張しているが、特殊台帳により、申立期間の国民年金保険料は昭和50年12月24日に納付されていることが確認できるものの、当該保険料については時効後納付を理由として51年1月13日付けで還付処理されていることが確認でき、当該記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は既に死亡している上、申立人は、「国民年金保険料の還付を受けていない。」と主張しているが、ほかに申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月から 41 年 2 月まで
② 昭和 41 年 10 月から 42 年 2 月まで
③ 昭和 42 年 9 月から 43 年 2 月まで

私は、本来の職業は船員であるが、下船してから次に乗船するまでの期間において、A社B工場に期間を限定して雇用され、作業員として勤務した。

全ての申立期間において同社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

全ての申立期間について、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の一人は、「私は2回から3回程度A社B工場に勤務したことがあり、時期は正確に覚えていないものの、申立人と一緒に勤務していたことを覚えている。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「厚生年金保険料を給与から控除されていたか否か覚えていない。」としているところ、全ての申立期間当時のA社B工場の労務課長は、「当時、期間を限定して雇用した者については、4か月未満の雇用期間が主流であり、社会保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人の氏名は無

く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、当該被保険者原票で被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「昭和36年に雇用されたが、厚生年金保険には41年2月1日に加入した。」「採用後、3か月間の試用期間を経過した後に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立事業所では、従業員について、必ずしもその全てを厚生年金保険に加入させていたとは限らず、厚生年金保険に加入させた場合であっても、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A社は、「A社B工場は既に閉鎖しており、当時の人事記録等の関連資料は廃棄して無いため、全ての申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、全ての申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。